



鈴鹿市議会議員（日本共産党）
発行 2018年 6月 1日 269号
森川ヤスエの市政だより
鈴鹿市矢橋 3-10-34 電話：384-3740,
fax:384-2907
URL: <http://blog.ymorikawa.net/>



後援会バス旅行で出かけた薬師寺にて、住職さんの愉快的な法話につられて協賛に写経を購入しました。平山郁夫さんの壁画など素晴らしかった。

今年から通年議会になります。

鈴鹿市議会は今年 定しました。

度（二〇一八年）から通年議会とし、五月一五日開会され、

今年度の議会三役

定例会の会期を平成三〇年五月一五日から平成三一年四月三〇日までの三五日間とすることに決

五月一五日、一六日の本会議では、正副議長

の選挙が行われ水谷進氏が議長に、副議長

には藪田啓介氏が選出

されました。また明石孝利議員が鈴鹿市の

監査に決まりました。

た。

今年度の日本共産党市議団の活動委員会

は次の通りです。

石田秀三議員は総務委員会と会派長として議会運営委員会委員、橋詰圭一議員は文教・環境委員会（副委員長を務めます）と鈴鹿亀山広域連合議会議員として活動します。

私森川は、引き続き地域・福祉委員会と国民健康保険運営協議会で活動することになりました。

委員会の担当する三部とその所管事務内容は次ページでお知らせします。

地域福祉委員会の活動内容

地域福祉委員会は次に述べるように市民の日々の生活に直接かわるることがほとんどです。その事業の内容について大まかにお知らせいたします。

地域振興部

*地域協同課・主に自治会や市民参加推進事業を受け持つ。*人権政策課・隣保館、児童センター、平和行政に関する事、など。

*男女共同参画課・男女共同参画センター（ジェフリー）の管理、

女性の問題に関する相談など。

*市民対話課・市民相談業務、

庁内案内、外国人のための相談業務、など。

*戸籍住民課・住民票、戸籍、印鑑登録、

埋葬許可証の交付など。

子ども政策部

*子ども政策課・児童手当、学童保育所を

含めて子育て支援に関する事など。

*子ども

も育成課・公立・私立保育所及び幼稚園に関する事、*子ども

家庭支援課・子ども

の相談・支援、児童虐待及びDVや家庭支援、

発達検査に関する事、など。

健康福祉部

*健康福祉政策課・

社会福祉協議会、社会福祉団体に

関する事など。

*保護課・生活保護

に関する事。*長寿社会課・介護保険料

老人クラブ、老人福祉

施設に関する事など。*障がい福祉課・

障がい福祉に関する事。

*保険年金課・健康保険料、年金制度

に関する相談事務などを受け持つ。*福祉医療課・

福祉医療費助成事務、後期高齢者

医療に関する事。*健康づくり課・

各種がん検診、応急診療所運営、

予防接種事業、母子保健事業（妊婦健

診、乳幼児健診、栄養指導など）救急医療に

関する事など

働き方改革というけれどこれはひどい！絶対許せない！

高プロ制度は過労死認定が難しい！という言葉が気になつてその理由を調べてみて愕然としました。

「残業代ゼロ」法案

労働基準法では「原則これ以上は働かせてはいけません」として一日八時間、週四〇時間が定められ、それを超えて働かせた場合や、休日労働させた場合は割増賃金の対

象になります。ところが高度プロフェッショナル制度（高プロ）が適用されると労働基準法で決められている労働時間などの規制を「適用除外」にするものです。一日の勤務時間の基準がなく、いくら働いても、残業代は払われなくなる仕組みです。

高プロ制度は「健康確保措置」として義務化する年一〇四日（週平均二日）の休日以外のどのような働き方を

させてもいいことになりません。しかも企業は高プロ導入後の半年後に一回だけ労働基準監督署に報告すれば、それ以後は報告義務はありません。違反の認定も難しくなります。

過労死の認定もできなくなる。

労働時間を記録しないこと、残業の規制もないので過労死するほど働いても過労死を認定する基準が

見つかりません。

国民の命を軽んじる強行採決

衆議院厚生労働委員会では全国過労死を考える家族の会のみなさんが遺影を手にして傍聴する中で強行採決しました。

労働基準法の適用を外れるということでは法の保護を失うことで「働く人の命と健康が左右される法案」を強行採決する自民・公明政権に怒ります。

ご存知ですか差額ベット料払わなくていい場合があること。

厚生労働省は二〇一八年三月五日差額ベット料の新通知を

差額ベット料を求めてはいけない場合

- ①同意書による同意の確認を行っていない
- ②「治療上の必要」により差額ベット料のかかる部屋に入院
- ③病棟管理の必要性などから差額ベット料のかかる部屋に入院。実質的に患者の選択によらない（*大部屋が満床の場合も）

知っておきたい3カ条

- ①希望しないときは同意書へのサインを保留し、病院と話し合う
- ②「大部屋がいっぱい」という理由では請求できない
- ③個室などに入ってと言われながら、「治療上必要か」とたずねる

納得できない時は 相談窓口へ

病院の対応に納得できない場合は、全国に8カ所ある地方厚生(支)局に相談を。地方厚生局は、地域の保健医療機関への指導・監督を行っています。都道府県でも差額ベット料の相談窓口を設けている所があります。	北海道厚生局(札幌市)	011(709)2311
	東北厚生局(仙台市)	022(726)9260
	関東信越厚生局(さいたま市)	048(740)0711
	東海北陸厚生局(名古屋市)	052(971)8831
	近畿厚生局(大阪市)	06(6942)2241
	中国四国厚生局(広島市)	082(223)8181
	四国厚生支局(香川県高松市)	087(851)9565
	九州厚生局(福岡市)	092(707)1115

だしました。「患者に差額ベット料(正式には特別療養環境室・難しい呼び方ですね。)を求めてはならない場合」として三点あげています。

だれにでもあることなので知っておきたいことや納得のいかない場合の対応などしんぶん赤旗の記事を紹介します。

ちよつと嬉しい連絡

五月臨時議会が終わるころ、教育委員会より電話をいただき一二月議会での約束通り五月に入学準備金の支給をさせていただく旨の報告を受けました。やっと就学援助入学準備金が小学校新一年生についても早期支給が実現しました。二〇一九年

度からは小・中ともに入学前に支給されます。入学前の重なる出費が少しでも軽減され、入学準備に役立ってくれることを願っています。

2018年 森川ヤスエ 5月のあゆみ

1	葬儀参列、訪問活動	17	会議、ニュース配布活動、他
2	議会報告会準備委員会	18	会議、ニュース配布活動
3	白子駅宣伝活動・ピースウォーク。	19	スタンディング、マンドリンコンサート鑑賞、ニュース配布活動
4	ニュース原稿作成、他	20	後援会バス旅行
5	映画鑑賞(世界侵略のスズメ)、他	21	宣伝活動、ニュース配布活動
6	ニュース印刷作業、会議	22	署名活動他
7	つどい参加	23	休み
8	会議	24	地域・福祉委員会勉強会、ニュース配布活動
9	6・9行動他	25	調査活動、会議
10	会議、ニュース配布活動	26	訪問署名活動
11	議員懇談会、ニュース配布活動	27	青年学級総会参加、会議
12	会議、ニュース配布活動	28	訪問活動、他
13	会議、資料整理	29	ニュース原稿作成
14	議員懇談会、ニュース配布活動、生活相談活動	30	ニュース印刷作業、他
15	臨時議会	31	会議、他
16	臨時議会、会議		